

## 第3編 風水害対策編



## 《風水害対策編 目次》

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の前提	1
第3節 計画の修正	1
第4節 他の法令に基づく計画との関係	1
第5節 計画の習熟	1
第2章 防災関係機関の役割	1
第1節 防災関係機関の業務大綱	1
第2節 町民・地域（自主防災組織等）及び事業所の基本的責務	1
第3章 大島町の概況・災害環境	2
第1節 地勢	2
第2節 面積、人口	2
第3節 産業等	2
第4節 災害履歴	2
第5節 土砂災害の危険箇所	3
第2部 災害予防計画	4
第1章 災害に強い島の創造	4
第1節 災害に強いまちづくり	4
第2節 災害危険区域等の調査	4
第3節 防災の調査研究	4
第4節 防災行政無線施設の整備、充実	4
第5節 港湾及び漁港施設防災計画	4
第6節 海岸保全計画	4
第7節 道路防災計画	4
第8節 農林漁業防災計画	5
第9節 建築物防災計画	5
第10節 文化財防災計画	5
第11節 社会公共施設防災計画	5
第12節 土砂災害対策の推進	5
第13節 浸水対策	7
第2章 地域防災力の向上	9
第1節 計画方針	9
第2節 職員の防災教育	9
第3節 住民に対する防災知識の普及	9
第4節 学校教育における防災教育	9
第5節 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	9
第6節 防災訓練	9
第7節 自主防災組織の育成	9
第8節 ボランティア対策	9
第9節 避難行動要支援者への対策	10
第10節 事業継続計画の策定	10
第3部 災害応急・復旧対策計画	11

第1章 活動態勢	11
第1節 町の責務	11
第2節 町の活動態勢	11
第3節 防災機関の活動態勢	11
第4節 災害対策本部の組織及び運営	11
第5節 大島町災害対策本部の組織及び分掌事務	11
第6節 職員の配備態勢	11
第7節 町防災会議の招集	11
第2章 情報の収集・伝達	12
第1節 通信連絡系統	12
第2節 通信態勢	12
第3節 通信途絶時に対する措置	12
第4節 災害情報の収集及び伝達	12
第5節 被害状況等の報告	13
第6節 災害時の特別調査	13
第3章 応援協力・災害ボランティアの確保	14
第1節 応援協力の方針	14
第2節 応急措置等の要請要領	14
第3節 公共的団体等の協力体制確保	14
第4節 自衛隊への災害派遣要請	14
第5節 海上保安庁への支援要請	14
第6節 災害ボランティアの確保	14
第4章 警備・交通規制	15
第1節 警備態勢	15
第2節 交通規制	16
第5章 医療救護・遺体等の取扱い	17
第1節 医療及び救護活動計画	17
第2節 保健衛生	17
第3節 防疫	17
第4節 動物救護	17
第5節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等	17
第6節 火葬等	17
第7節 遺失物等の保管、引渡し	17
第6章 避難対策	18
第1節 避難態勢	18
第2節 緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化	19
第3節 避難所の開設・運営	19
第4節 要配慮者の安全対策	19
第5節 島外への避難	19
第7章 水・食料・物資・輸送対策	20
第1節 飲料水の供給	20
第2節 食料の供給	20
第3節 生活必需品等の供給	20
第4節 救援物資の受入れ・管理	20

第5節	燃料の調達	20
第6節	緊急輸送路の整備	20
第7節	輸送車両等の確保	20
第8章	ごみ処理・し尿処理・トイレ対策・がれき処理	21
第1節	ごみ処理	21
第2節	し尿処理・トイレ対策	21
第3節	がれき処理	21
第4節	障害物の除去	21
第9章	ライフライン対策	22
第1節	水道施設	22
第2節	電気施設	22
第10章	公共施設対策	23
第1節	公共土木施設等	23
第2節	社会公共施設等	23
第11章	応急仮設住宅・生活対策	24
第1節	被災住宅の応急修理	24
第2節	応急仮設住宅の供給	24
第3節	被災宅地の応急危険度判定	24
第4節	被災者の生活確保	24
第5節	義援金の募集・配分	24
第6節	罹災証明	24
第7節	中小企業者、農林漁業者への支援	24
第12章	応急教育・応急保育	25
第1節	応急教育	25
第2節	応急保育	25
第13章	災害救助法・激甚災害の運用	26
第1節	災害救助法の運用	26
第2節	激甚災害の指定計画	26



# 第1部 総則

## 第1章 計画の方針

### 第1節 計画の目的

震災対策編 第1部 第1章 第1節「計画の目的」に準ずる。

### 第2節 計画の前提

震災対策編 第1部 第1章 第2節「計画の前提」に準ずる。

### 第3節 計画の修正

震災対策編 第1部 第1章 第3節「計画の修正」に準ずる。

### 第4節 他の法令に基づく計画との関係

震災対策編 第1部 第1章 第4節「他の法令に基づく計画との関係」に準ずる。

### 第5節 計画の習熟

震災対策編 第1部 第1章 第5節「計画の習熟」に準ずる。

## 第2章 防災関係機関の役割

### 第1節 防災関係機関の業務大綱

震災対策編 第1部 第2章 第1節「防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

### 第2節 町民・地域（自主防災組織等）及び事業所の基本的責務

震災対策編 第1部 第2章 第2節「町民・地域（自主防災組織等）及び事業所の基本的責務」に準ずる。

## 第3章 大島町の概況・災害環境

### 第1節 地 勢

震災対策編 第1部 第3章 第1節「地勢」に準ずる。

### 第2節 面 積、人 口

震災対策編 第1部 第3章 第2節「面積、人口」に準ずる。

### 第3節 産業等

震災対策編 第1部 第3章 第3節「産業等」に準ずる。

### 第4節 災害履歴

平成25年10月の台風第26号は、町内で24時間雨量が800mmを超え、元町地区上流域の大金沢を中心とする溪流に大規模な土石流を発生させた。大量の流木を含んだ土石流は神達地区を流下して元町地区に達し、400棟の家屋被害と39名の死者・行方不明者をもたらした。

また、昭和33年9月の狩野川台風では、元町地区に土石流が発生し、死者・行方不明者2名、負傷者16名、被災家屋146戸の被害をもたらした。

その他、昭和23年と昭和24年の台風では、高潮が発生して波浮港に被害をもたらした。

#### ○風水害の主な履歴

発生年月日	台風名	大島観測所			伊豆大島における被害概要
		総雨量 (mm)	最大時間雨量 (mm)	降雨強度 (mm/時)	
昭和23年 9月16日	台風18号 (アイオン)	227.1	39.9	データ無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重軽傷9名、家屋全壊55棟、半壊381棟</li> <li>・屋根破損1,037箇所、堤防決壊4箇所</li> <li>・護岸決壊70m、漁船流失1、漁船破損16</li> <li>・その他（電灯・通信線・樹木・農作物被害大）</li> </ul>
昭和28年 9月23～24日	台風13号 (テス)	119.4	17.2	5.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者1名、安否不明1名、家屋破損9棟</li> <li>・道路・堤防決壊2か所</li> <li>・その他（通信線・農作物被害大）</li> </ul>
昭和33年 9月17～18日	台風21号	120.0	34.3	8.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重傷者1名、軽傷者1名</li> <li>・家屋全壊1棟、半壊7棟、非住家全半壊5棟</li> <li>・道路・堤防決壊2か所</li> <li>・その他（漁船に若干の被害あり）</li> </ul>
昭和33年 9月26日	台風22号 (狩野川)	448.3	88.0	18.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者1名、安否不明1名、重傷2名、軽傷14名</li> <li>・家屋全壊55棟、半壊49棟、浸水42棟</li> <li>・農林被害35,742千円、公共施設被害4,400千円</li> </ul>
昭和47年 7月15日	台風6号	342.5	43.0	18.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡田地区で落石</li> <li>・波浮地区茶屋下の崖崩れ</li> </ul>
昭和55年 10月14日	台風19号	271.0	107.5	30.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害記録なし</li> <li>・家屋一部破壊1棟、床上床下浸水13棟</li> <li>・岡田地区でがけ崩れ発生、道路冠水</li> <li>・公共土木施設被害22,600千円</li> </ul>



発生年月日	台風名	大島観測所			伊豆大島における被害概要
		総雨量 (mm)	最大時間雨量 (mm)	降雨強度 (mm/時)	
昭和56年 10月22日	台風24号	403.0	84.5	19.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害記録無し</li> <li>・道路周辺の崩壊（泉津開拓道・泉津湯場泉・飛行場下・岡田泉津間都道）</li> <li>・公共土木施設被害23,040千円</li> </ul>
昭和57年 9月11～12日	台風18号	719.5	67.5	28.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害記録無し</li> <li>・家屋全壊1棟、一部損壊5棟</li> <li>・道路周辺路肩決壊（岡田地区・泉津地区・元町地区）</li> <li>・公共土木施設被害167,000千円</li> </ul>
平成25年 10月15～16日 (災害救助法適用)	台風26号	824.0	122.5	35.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者36名、安否不明3名 (平成26年3月1日時点)</li> <li>・家屋全壊50棟、半壊・一部破損103棟 (平成26年1月29日時点)</li> </ul>

伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書（平成26年3月）より抜粋

## 第5節 土砂災害の危険箇所

### 1. 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

町内には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定された土砂災害警戒区域が549箇所（うち土砂災害特別警戒区域512箇所を含む。）分布する（平成27年6月現在）。

同法に基づき、これらの土砂災害警戒区域では警戒避難体制を確保し、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築物の構造規制が行われる。

### 2. 急傾斜地崩壊危険区域

町内には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域が5箇所指定（平成29年7月末現在）されており、防災工事を推進し、がけ崩れを助長する行為が制限されている。

※資料編「資料第4 急傾斜地崩壊危険区域一覧」

### 3. 砂防指定地

町内には、「砂防法」に基づく砂防指定地が10溪流指定（平成29年7月末現在）されており、砂防えん堤等の防災工事を推進し、土石流の発生等を助長する行為制限されている。

※資料編「資料第3 砂防指定地一覧」

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 災害に強い島の創造

項目	町担当	関係機関
第1節 災害に強いまちづくり	各課、防災対策室	各防災関係機関
第2節 災害危険区域等の調査	防災対策室、消防本部	大島支庁
第3節 防災の調査研究	防災対策室	各防災関係機関
第4節 防災行政無線施設の整備、 充実	防災対策室	
第5節 港湾及び漁港施設防災計画	観光産業課	大島支庁
第6節 海岸保全計画	建設課、観光産業課	大島支庁
第7節 道路防災計画	建設課	大島支庁
第8節 農林漁業防災計画	観光産業課	大島支庁、都
第9節 建築物防災計画	消防本部	大島支庁
第10節 文化財防災計画	教育委員会	
第11節 社会公共施設防災計画		社会公共施設管理者
第12節 土砂災害対策の推進	防災対策室	
第13節 浸水対策	防災対策室、消防団、消防本部	気象台、警察、各防災関係 機関

#### 第1節 災害に強いまちづくり

震災対策編 第2部 第1章 第1節「災害に強いまちづくり」に準ずる。

#### 第2節 災害危険区域等の調査

震災対策編 第2部 第1章 第2節「災害危険区域等の調査」に準ずる。

#### 第3節 防災の調査研究

震災対策編 第2部 第1章 第3節「防災の調査研究」に準ずる。

#### 第4節 防災行政無線施設の整備、充実

震災対策編 第2部 第1章 第4節「防災行政無線施設の整備、充実」に準ずる。

#### 第5節 港湾及び漁港施設防災計画

震災対策編 第2部 第1章 第5節「港湾及び漁港施設防災計画」に準ずる。

#### 第6節 海岸保全計画

震災対策編 第2部 第1章 第6節「海岸保全計画」に準ずる。

#### 第7節 道路防災計画

震災対策編 第2部 第1章 第7節「道路防災計画」に準ずる。

## 第 8 節 農林漁業防災計画

震災対策編 第 2 部 第 1 章 第 8 節「農林漁業防災計画」に準ずる。

## 第 9 節 建築物防災計画

震災対策編 第 2 部 第 1 章 第 9 節「建築物防災計画」に準ずる。

## 第 10 節 文化財防災計画

震災対策編 第 2 部 第 1 章 第 10 節「文化財防災計画」に準ずる。

## 第 11 節 社会公共施設防災計画

震災対策編 第 2 部 第 1 章 第 11 節「社会公共施設防災計画」に準ずる。

## 第 12 節 土砂災害対策の推進

土砂災害は、大雨や地震などが引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混じり合った土や石が流れ出ることにより被害を及ぼす自然災害である。その発生は事前に予測しにくく、発生により多数の死傷者を伴うことなどがあり、土砂災害への対策が必要である。

町（防災対策室）は都（大島支庁）と連携して、次の土砂災害対策を推進する。

### 1. 土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策の推進

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれのある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

#### （1）警戒避難体制の整備

町（防災対策室）は、土砂災害警戒区域の指定や見直しがあった場合は、同区域を本計画（資料編）に記載するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法等を記載したハザードマップを配布するなど必要な措置を講ずる。

なお、町では平成 27 年 6 月に土砂災害警戒区域が指定されたことを踏まえ、土砂災害避難計画及び土砂災害ハザードマップを作成、公表し、警戒区域に対する警戒避難体制を確保している。

※資料編「資料第 2 土砂災害警戒区域一覧」

#### （2）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

町（防災対策室）は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）について、地域防災計画にその名称及び所在地を定める。

地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。避難確保計画の内容は、次のとおりである。

- ① 防災体制
- ② 避難誘導
- ③ 施設の整備
- ④ 防災教育及び訓練の実施
- ⑤ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

### (3) 要配慮者利用施設への支援

町（防災対策室）は、要配慮者利用施設を地域防災計画に位置づける場合は、管理者等に対し土砂災害の危険性や避難確保計画作成に関する説明を行う。また、避難確保計画の報告があった場合は、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（厚生労働省・国土交通省）に基づき、内容の確認や助言を行う。

また、避難確保計画を作成していない管理者等に対して作成に関する指示し、指示に従わなかった場合は、その旨を公表し作成を促す。

表 要配慮者利用施設

施設の名称	所在地
大島老人ホーム	大島町元町字地の岡 45-1
高齢者在宅サービスセンター	大島町元町字地の岡 45-1
大島の郷	大島町元町 1-23-13
グループホームあすなる	大島町野増王若 408-14
大島恵の園	大島町差木地 1
波浮港福祉作業所	大島町差木地字クダッチ
あしたば寮	大島町差木地字クダッチ
町立元町保育園	大島町元町字長沢 344-1
町立岡田保育園	大島町岡田字小堀 73-1
波浮保育園	大島町波浮港 17
大島医療センター	大島町元町 3-2-9
町立つばき小学校	大島町元町字家の上
町立さくら小学校	大島町岡田字長坂 113
町立第一中学校	大島町元町字小清水
町立第二中学校	大島町岡田字長坂
都立大島高等学校	大島町元町字八重の水 127

## 2. 土石流対策

谷や山の斜面から崩れた土や石、砂などが、梅雨の長雨や台風の大雨の影響により、水と一緒に谷を一気に流れる現象が土石流である。町内には、土砂災害警戒区域（土石流）及び土砂災害特別警戒区域（土石流）が指定されており、保全対象の数や重要性等を考慮して砂防指定地に編入し対策工事が実施されている。

## 3. がけ崩れ対策

町内には、急傾斜地崩壊危険区域が指定され崩壊防止工事が実施されている。

## 4. 土砂災害警戒情報の活用・伝達

### (1) 土砂災害警戒情報の活用

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、都と気象庁が共同発表する防災情報である。

町（防災対策室）は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域内にある住民等に伝達して自主避難を促すとともに、町長が発令する避難勧告等の判断に活用するものとする。

《土砂災害警戒情報の特徴と利用上の留意事項》

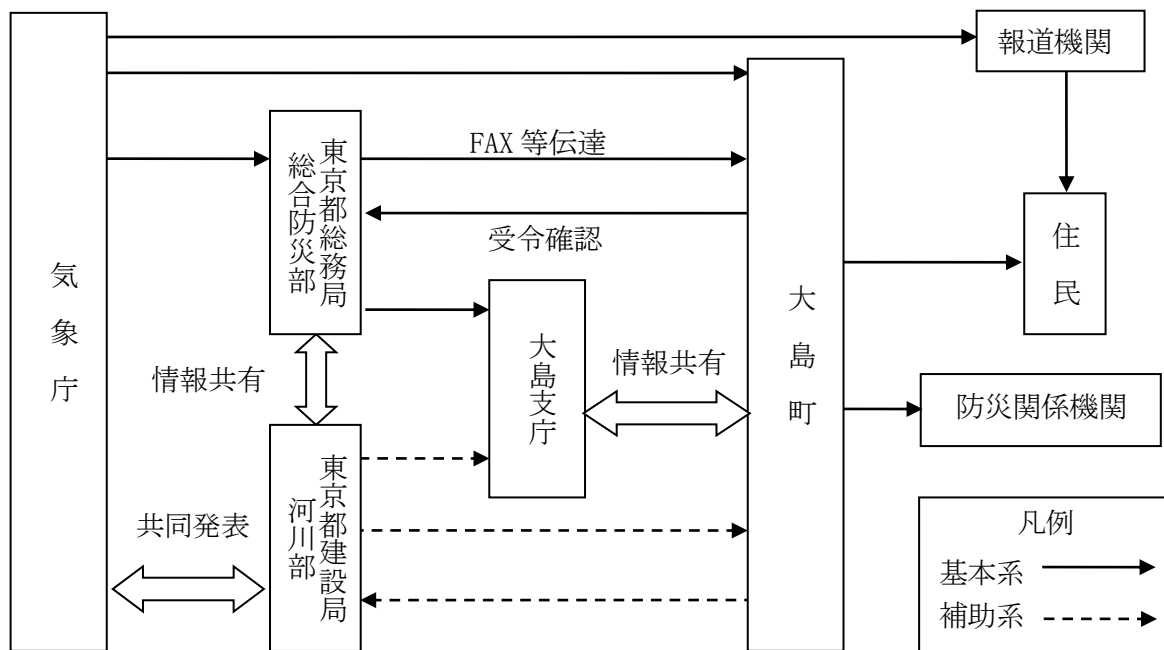
- 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用にあたっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- 情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではない。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

都と気象庁が共同して雨量情報を監視し、2時間後の予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過したときに発表されるもので、都は、区市町村及び各支庁・都建設事務所へ防災ファックスを利用し、情報が伝達される。

町では、伝達された土砂災害警戒情報を島内の防災関係機関及び住民へ伝達するために、防災行政無線放送及び広報車等を利用し、情報を伝達するものとする。

○土砂災害警戒情報伝達系統図



第13節 浸水対策

1. 水防活動

水防とは、水防法第1条の規定に基づき、洪水、雨水出水、高潮または津波による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的としている。

当町は、台風の常襲コースにあたっており、台風の勢力・通過コースによっては、住家や公共土木施設に損壊や冠水などの大きな被害が発生するため、气象台による台風説明会での情報を判断材料として、防災対策室内及び各出張所に職員を配置する非常配備態勢を確保している。

また、防災対策室（消防団）は、警察、各防災機関との連携による情報連絡体制を確保し、暴

風雨による警戒、町内の巡視、自主避難者等に対する応急活動など、予想される事態や被害発生に対処するための水防活動を実施する体制を確保している。

なお、島の地形により、水害（洪水等）による床上・下浸水などの被害は、近年においてほとんど発生していない状況である。

## 2. 高潮対策

高潮は、台風などの低い気圧によって海面が吸い上げられ（吸い上げ効果）、強い風によって海面が吹き寄せられる（吹き寄せ効果）ことにより、海面が上昇する現象である。

近年、港湾施設等の整備により高潮の被害はほとんどないが、台風の接近と満潮時間の関係で波浮港内の岸壁が一部冠水し、住民及び車輛の通行に支障のことがある。そのため、町（消防本部及び消防団）では、気象台の台風説明会などの情報をもとに、台風が接近する前の早期の段階で波浮港内岸壁周辺にある高潮防護柵を設置するとともに、消防車輛及び戸別訪問による高潮情報の広報・伝達を行い、冠水の影響を軽減する措置と、周辺住民への正確な情報の伝達・周知を実施する体制を確保している。

## 第2章 地域防災力の向上

項目	町担当	関係機関
第1節 計画方針	防災対策室	各防災関係機関
第2節 職員の防災教育	防災対策室	各防災関係機関
第3節 住民に対する防災知識の普及	防災対策室、消防本部	
第4節 学校教育における防災教育	教育委員会	教育庁大島出張所
第5節 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	住民課、福祉けんこう課、観光産業課、消防本部	島しょ保健所大島出張所
第6節 防災訓練	防災対策室、消防本部、消防団	
第7節 自主防災組織の育成	防災対策室、消防本部、福祉けんこう課、観光産業課	
第8節 ボランティア対策	福祉けんこう課、各課	大島社会福祉協議会
第9節 避難行動要支援者への対策	防災対策室、住民課、福祉けんこう課、消防本部、観光産業課	
第10節 事業継続計画の策定	総務課、防災対策室、観光産業課、福祉けんこう課、住民課	施設管理者

### 第1節 計画方針

震災対策編 第2部 第2章 第1節「計画方針」に準ずる。

### 第2節 職員の防災教育

震災対策編 第2部 第2章 第2節「職員の防災教育」に準ずる。

### 第3節 住民に対する防災知識の普及

震災対策編 第2部 第2章 第3節「住民に対する防災知識の普及」に準ずる。

### 第4節 学校教育における防災教育

震災対策編 第2部 第2章 第4節「学校教育における防災教育」に準ずる。

### 第5節 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

震災対策編 第2部 第2章 第5節「防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」に準ずる。

### 第6節 防災訓練

震災対策編 第2部 第2章 第6節「防災訓練」に準ずる。

### 第7節 自主防災組織の育成

震災対策編 第2部 第2章 第7節「自主防災組織の育成」に準ずる。

### 第8節 ボランティア対策

震災対策編 第2部 第2章 第8節「ボランティア対策」に準ずる。

## 第9節 避難行動要支援者への対策

震災対策編 第2部 第2章 第9節「避難行動要支援者への対策」に準ずる。

## 第10節 事業継続計画の策定

震災対策編 第2部 第2章 第10節「事業継続計画の策定」に準ずる。



## 第3部 災害応急・復旧対策計画

### 第1章 活動態勢

項目	町担当	関係機関
第1節 町の責務	各課	
第2節 町の活動態勢	各課	
第3節 防災機関の活動態勢		各防災関係機関
第4節 災害対策本部の組織及び運営	各課	
第5節 大島町災害対策本部の組織及び分掌事務	各課	
第6節 職員の配備態勢	防災対策室、総務課、建設課、消防本部、消防団、各課	
第7節 町防災会議の招集		防災会議委員

#### 第1節 町の責務

震災対策編 第3部 第1章 第1節「町の責務」に準ずる。

#### 第2節 町の活動態勢

震災対策編 第3部 第1章 第2節「町の活動態勢」に準ずる。

#### 第3節 防災機関の活動態勢

震災対策編 第3部 第1章 第3節「防災機関の活動態勢」に準ずる。

#### 第4節 災害対策本部の組織及び運営

震災対策編 第3部 第1章 第4節「災害対策本部の組織及び運営」に準ずる。

#### 第5節 大島町災害対策本部の組織及び分掌事務

震災対策編 第3部 第1章 第5節「大島町災害対策本部の組織及び分掌事務」に準ずる。

#### 第6節 職員の配備態勢

震災対策編 第3部 第1章 第6節「職員の配備態勢」に準ずる。

#### 第7節 町防災会議の招集

震災対策編 第3部 第1章 第7節「町防災会議の招集」に準ずる。

## 第2章 情報の収集・伝達

項目	町担当	関係機関
第1節 通信連絡系統	防災対策室	
第2節 通信態勢	防災対策室	各防災関係機関
第3節 通信途絶時に対する措置	災害情報センター	各防災関係機関
第4節 災害情報の収集及び伝達	災害情報センター	
第5節 被害状況等の報告	各課、災害情報センター	
第6節 災害時の特別調査	各課	
第7節 災害広報・広聴活動	災害情報センター	各防災関係機関

### 第1節 通信連絡系統

震災対策編 第3部 第2章 第1節「通信連絡系統」に準ずる。

### 第2節 通信態勢

震災対策編 第3部 第2章 第2節「通信態勢」に準ずる。

### 第3節 通信途絶時に対する措置

震災対策編 第3部 第2章 第3節「通信途絶時に対する措置」に準ずる。

### 第4節 災害情報の収集及び伝達

気象、地象、水象その他災害原因に関する情報、警報、被害状況、措置状況その他災害関係情報の収集及び伝達に関しては次のとおりとする。

#### 1. 情報の収集、管理

震災対策編 第3部 第2章 第4節「1. 情報の収集、管理」に準ずる。

#### 2. 情報の伝達

震災対策編 第3部 第2章 第4節「2. 情報の伝達」に準ずる。

#### 3. 水防に関する情報の収集及び伝達

水防活動に必要な気象等の警報・注意報の収集及び伝達は、この節の定めによるほか、土砂災害警戒情報については、第2部 第1章 第12節 4. の「(2) 土砂災害警戒情報の伝達」による。

#### 4. 異常現象の通報

震災対策編 第3部 第2章 第4節「3. 異常現象の通報」に準ずる。

#### 5. 気象警報等の発表及び伝達

町（災害情報センター）は、気象警報及び特別警報（※）について、都、大島警察署、気象庁本庁またはN T Tから通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに地域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者及び地域住民（自主防災組織）に対して伝達する。この場合、状況に応じて都（大島支庁）、大島警察署及び消防団の協力を得て周知するものとする。

特に、特別警報が発表された場合は、厳重な警戒、避難を速やかに行うよう呼びかける。

(※) 特別警報は①数十年に一度の降雨量と②数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧という2つの基準が設けられており、①については、都道府県程度の広がりでも50年に一度の大雨、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に発表されるため、島しょ部では発表されにくい条件となっている。このため、島しょ部において局地的に50年に一度の記録的な大雨が観測された場合、気象台は町長とのホットライン等を用いて特別警報に相当する危機感を伝えることとなっている。

## 第5節 被害状況等の報告

震災対策編 第3部 第2章 第5節「被害状況等の報告」に準ずる。

## 第6節 災害時の特別調査

震災対策編 第3部 第2章 第6節「災害時の特別調査」に準ずる。

## 第7節 災害広報・広聴活動

震災対策編 第3部 第2章 第7節「災害広報・広聴活動」に準ずる。

### 第3章 応援協力・災害ボランティアの確保

項目	町担当	関係機関
第1節 応援協力の方針	各課	
第2節 応急措置等の要請要領	総務課、各課	防災関係機関
第3節 公共的団体等の協力体制確保	各課、総務課、建設課	
第4節 自衛隊への災害派遣要請	災害情報センター、総務課	都、大島支庁
第5節 海上保安庁への支援要請	災害情報センター	都、大島支庁
第6節 災害ボランティアの確保	福祉けんこう課	大島社会福祉協議会

#### 第1節 応援協力の方針

震災対策編 第3部 第3章 第1節「応援協力の方針」に準ずる。

#### 第2節 応急措置等の要請要領

震災対策編 第3部 第3章 第2節「応急措置等の要請要領」に準ずる。

#### 第3節 公共的団体等の協力体制確保

震災対策編 第3部 第3章 第3節「公共的団体等の協力体制確保」に準ずる。

#### 第4節 自衛隊への災害派遣要請

震災対策編 第3部 第3章 第4節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

#### 第5節 海上保安庁への支援要請

震災対策編 第3部 第3章 第5節「海上保安庁への支援要請」に準ずる。

#### 第6節 災害ボランティアの確保

震災対策編 第3部 第3章 第6節「災害ボランティアの確保」に準ずる。

## 第4章 警備・交通規制

項目	町担当	関係機関
第1節 警備態勢		大島警察署
第2節 交通規制		大島警察署

### 第1節 警備態勢

#### 1. 警備態勢

##### (1) 警備体制の確立

関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。また、必要に応じて、町本部に警察官を派遣して、情報共有の徹底を図るものとする。

##### (2) 警備本部の設置

大島町に風水害が発生しまたは発生のおそれがある場合は、警視庁に警備本部が設置されるほか、大島警察署においても、現場警備本部を設置して警備指揮の万全を図る。

#### 2. 警備活動

##### (1) 警備活動

大島警察署は、災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における活動任務は、おおむね次のとおりとする。

- ① 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- ② 災害地における災害関係の情報収集
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出、救護
- ⑤ 避難者の誘導
- ⑥ 危険物の保安
- ⑦ 交通秩序の確保
- ⑧ 犯罪の予防及び取締り
- ⑨ 行方不明者の調査
- ⑩ 遺体の調査等（検視）

##### (2) その他の活動

###### ① 警戒区域の設定

災害現場において、町長もしくはその職権を行う町職員が現場にいないとき、または、これらの者から要求があるときは、警戒区域を設定するとともに、ただちにその旨を町長に通知する。

## ② 町に対する協力

- ア. 町長（町本部長）から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。
- イ. 町の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。
- ウ. 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

## 第2節 交通規制

### 1. 交通規制

#### (1) 交通情報の収集と交通統制

大島警察署は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況及び現場の対応策について、町本部（建設部）に伝達する。

#### (2) 交通規制

- ① 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置を実施する。
- ② 大島警察署は、被災地及びその周辺の状況を勘案して、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

#### (3) 車両検問

- ① 災害の状況により、島内主要幹線道路において車両検問を行い、住民の緊急避難または応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、または制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- ② 緊急通行車両の確認については、震災対策編 第7章 第7節「4. 緊急通行車両等の確認」によるものとする。

#### (4) その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強ならびに排水等については、発生現場により町、都（大島支庁）ならびに関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

## 第5章 医療救護・遺体等の取扱い

項目	町担当	関係機関
第1節 医療及び救護活動計画	福祉けんこう課、消防団、消防本部	都、大島支庁
第2節 保健衛生	福祉けんこう課、水道環境課、観光産業課	島しょ保健所大島出張所
第3節 防疫	福祉けんこう課、水道環境課	島しょ保健所大島出張所、都
第4節 動物救護	水道環境課	島しょ保健所大島出張所
第5節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等	災害情報センター、水道環境課、住民課、消防本部	大島警察署、都
第6節 火葬等	災害情報センター、住民課、水道環境課	
第7節 遺失物等の保管、引渡し	住民課	大島警察署

### 第1節 医療及び救護活動計画

震災対策編 第3部 第5章 第1節「医療及び救護活動計画」に準ずる。

### 第2節 保健衛生

震災対策編 第3部 第5章 第2節「保健衛生」に準ずる。

### 第3節 防疫

震災対策編 第3部 第5章 第3節「防疫」に準ずる。

### 第4節 動物救護

震災対策編 第3部 第5章 第4節「動物救護」に準ずる。

### 第5節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等

震災対策編 第3部 第5章 第5節「遺体の搜索、収容及び検視・検案等」に準ずる。

### 第6節 火葬等

震災対策編 第3部 第5章 第6節「火葬等」に準ずる。

### 第7節 遺失物等の保管、引渡し

震災対策編 第3部 第5章 第7節「遺失物等の保管、引渡し」に準ずる。

## 第6章 避難対策

項目	町担当	関係機関
第1節 避難態勢	防災対策室、災害情報センター、福祉けんこう課、住民課、消防本部、総務課	各防災関係機関、大島支庁、大島警察署、消防団
第2節 緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化	防災対策室、建設課、消防本部	
第3節 避難所の開設・運営	災害情報センター、総務課、福祉けんこう課、住民課、観光産業課	
第4節 要配慮者の安全対策	防災対策室、福祉けんこう課、建設課、住民課	
第5節 島外への避難	総務課、災害情報センター	

### 第1節 避難態勢

災害時に避難が必要となった場合は、住民等の生命、身体等の安全を確保するため、防災関係機関と自主防災組織等が緊密な連絡協調を行い、平常時から避難に必要な態勢の整備を推進するものとする。

#### 1. 事前避難

震災対策編 第3部 第6章 第1節「1. 事前避難」に準ずる。

#### 2. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）

##### (1) 一般基準

震災対策編 第3部 第6章 第1節 2. 「(1) 一般基準」に準ずる。

##### (2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令

震災対策編 第3部 第6章 第1節 2. 「(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令」に準ずる。

##### (3) 個別基準

###### ○ 土砂災害

土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域を対象として、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報等を活用して危険度に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を発令する。



判断基準	対象区域	種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報のうち、実況で土砂災害警戒基準を超過した場合</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>土砂災害が発生した場合</li> <li>山鳴り、流木等の流出の発生が確認された場合</li> <li>伊豆大島における土砂災害と雨量の関係に知見に基づく雨量が予想されるまたは実況で達した場合</li> </ul>	特別警戒区域 警戒区域	避難指示 (緊急)
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報のうち、実況で土砂災害警戒基準を超過した場合</li> <li>大雨警報（土砂災害）が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>土砂災害の前兆現象が発見された場合</li> <li>激しい雨が継続的に見込まれる場合</li> </ul>	特別警戒区域 警戒区域	避難勧告
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報のうち、予想で土砂災害警戒基準を超過し、さらに継続的に降雨が見込まれる場合</li> <li>強い降雨を伴う台風の接近が予想される場合</li> </ul>	特別警戒区域 警戒区域	避難準備・ 高齢者等 避難開始
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨注意報が発表されている状況下で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及され、さらに継続的に降雨が見込まれる場合</li> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合</li> <li>台風の接近に伴い、暴風警報等が発表されているまたは発表されるおそれがある場合（避難行動が困難な状況）</li> </ul>	特別警戒区域	

### 3. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の伝達

震災対策編 第3部 第6章 第1節「3. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の伝達」に準ずる。

### 4. 避難誘導

震災対策編 第3部 第6章 第1節「4. 避難誘導」に準ずる。

## 第2節 緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化

震災対策編 第3部 第6章 第2節「緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化」に準ずる。

## 第3節 避難所の開設・運営

震災対策編 第3部 第6章 第3節「避難所の開設・運営」に準ずる。

## 第4節 要配慮者の安全対策

震災対策編 第3部 第6章 第4節「要配慮者の安全対策」に準ずる。

## 第5節 島外への避難

震災対策編 第3部 第6章 第5節「島外への避難」に準ずる。

## 第7章 水・食料・物資・輸送対策

項目	町担当	関係機関
第1節 飲料水の供給	水道環境課	都
第2節 食料の供給	防災対策室、観光産業課	都
第3節 生活必需品等の供給	防災対策室、観光産業課	都
第4節 救援物資の受入れ・管理	観光産業課	
第5節 燃料の調達	観光産業課	都
第6節 緊急輸送路の整備	建設課	大島支庁、大島警察署
第7節 輸送車両等の確保	総務課、観光産業課	大島警察署、都、各防災関係機関

### 第1節 飲料水の供給

震災対策編 第3部 第7章 第1節「飲料水の供給」に準ずる。

### 第2節 食料の供給

震災対策編 第3部 第7章 第2節「食料の供給」に準ずる。

### 第3節 生活必需品等の供給

震災対策編 第3部 第7章 第3節「生活必需品等の供給」に準ずる。

### 第4節 救援物資の受入れ・管理

震災対策編 第3部 第7章 第4節「救援物資の受入れ・管理」に準ずる。

### 第5節 燃料の調達

震災対策編 第3部 第7章 第5節「燃料の調達」に準ずる。

### 第6節 緊急輸送路の整備

震災対策編 第3部 第7章 第6節「緊急輸送路の整備」に準ずる。

### 第7節 輸送車両等の確保

震災対策編 第3部 第7章 第7節「輸送車両等の確保」に準ずる。

## 第8章 ごみ処理・し尿処理・トイレ対策・がれき処理

項目	町担当	関係機関
第1節 ごみ処理	水道環境課	都、大島支庁
第2節 し尿処理・トイレ対策	水道環境課、防災対策室	都、大島支庁
第3節 がれき処理	水道環境課	都、大島支庁
第4節 障害物の除去	建設課、観光産業課	都、大島支庁

### 第1節 ごみ処理

震災対策編 第3部 第8章 第1節「ごみ処理」に準ずる。

### 第2節 し尿処理・トイレ対策

震災対策編 第3部 第8章 第2節「し尿処理・トイレ対策」に準ずる。

### 第3節 がれき処理

震災対策編 第3部 第8章 第3節「がれき処理」に準ずる。

### 第4節 障害物の除去

震災対策編 第3部 第8章 第4節「障害物の除去」に準ずる。

## 第9章 ライフライン対策

項目	町担当	関係機関
第1節 水道施設	水道環境課	都
第2節 電気施設		東京電力パワーグリッド
第3節 通信施設		各通信事業者

### 第1節 水道施設

震災対策編 第3部 第9章 第1節「水道施設」に準ずる。

### 第2節 電気施設

震災対策編 第3部 第9章 第2節「電気施設」に準ずる。

### 第3節 通信施設

震災対策編 第3部 第9章 第3節「通信施設」に準ずる。

## 第10章 公共施設対策

項目	町担当	関係機関
第1節 公共土木施設等	建設課、観光産業課	大島支庁
第2節 社会公共施設等	教育委員会	

### 第1節 公共土木施設等

風水害が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

#### 1. 道路・橋梁

災害等が発生した場合、各管理者は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等の広報を行う。被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手するものとする。

また、大雨等のおそれがある場合は警戒段階から、所管する道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止または制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、町本部（災害情報センター）に伝達する。

##### (1) 町

震災対策編 第3部 第10章 第1節 1. 「(1) 町」に準ずる。

##### (2) 都（大島支庁）

震災対策編 第3部 第10章 第1節 1. 「(2) 都（大島支庁）」に準ずる。

#### 2. 港湾・漁港施設

震災対策編 第3部 第10章 第1節「2. 港湾・漁港施設」に準ずる。

#### 3. 砂防、急傾斜地崩壊防止施設

震災対策編 第3部 第10章 第1節「3. 砂防、急傾斜地崩壊防止施設」に準ずる。

#### 4. 治山施設等

震災対策編 第3部 第10章 第1節「4. 治山施設等」に準ずる。

### 第2節 社会公共施設等

震災対策編 第3部 第10章 第2節「社会公共施設等」に準ずる。

## 第11章 応急仮設住宅・生活対策

項目	町担当	関係機関
第1節 被災住宅の応急修理	建設課	都
第2節 応急仮設住宅の供給	建設課	都
第3節 被災宅地の応急危険度判定	建設課	都
第4節 被災者の生活確保	政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課	大島警察署
第5節 義援金の募集・配分	福祉けんこう課	日赤、都
第6節 罹災証明	税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課	都
第7節 中小企業者、農林漁業者への支援	観光産業課	

### 第1節 被災住宅の応急修理

震災対策編 第3部 第11章 第1節「被災住宅の応急修理」に準ずる。

### 第2節 応急仮設住宅の供給

震災対策編 第3部 第11章 第2節「応急仮設住宅の供給」に準ずる。

### 第3節 被災宅地の応急危険度判定

震災対策編 第3部 第11章 第4節「被災宅地の応急危険度判定」に準ずる。

### 第4節 被災者の生活確保

震災対策編 第3部 第11章 第5節「被災者の生活確保」に準ずる。

### 第5節 義援金の募集・配分

震災対策編 第3部 第11章 第6節「義援金の募集・配分」に準ずる。

### 第6節 罹災証明

震災対策編 第3部 第11章 第7節「罹災証明」に準ずる。

### 第7節 中小企業者、農林漁業者への支援

震災対策編 第3部 第11章 第8節「中小企業者、農林漁業者への支援」に準ずる。

## 第12章 応急教育・応急保育

項目	町担当	関係機関
第1節 応急教育	教育文化課、教育委員会	教育庁大島出張所
第2節 応急保育	福祉けんこう課	

### 第1節 応急教育

震災対策編 第3部 第12章 第1節「応急教育」に準ずる。

### 第2節 応急保育

震災対策編 第3部 第12章 第2節「応急保育」に準ずる。

## 第13章 災害救助法・激甚災害の運用

項目	町担当	関係機関
第1節 災害救助法の運用	災害情報センター、教育文化課、建設課、水道環境課、観光産業課、福祉けんこう課、消防本部、住民課、各課	都
第2節 激甚災害の指定計画	災害情報センター、各課	都

### 第1節 災害救助法の運用

震災対策編 第3部 第13章 第1節「災害救助法の運用」に準ずる。

### 第2節 激甚災害の指定計画

震災対策編 第3部 第13章 第2節「激甚災害の指定計画」に準ずる。